

# 特別養護老人ホームはまゆう入所基準

## 1. 目的

この基準は、介護保険制度の施行により、特別養護老人ホームはまゆう（以下「はまゆう」という。）への入所申し込みが増大している中で、入所の基準及び手続き（以下「入所基準等」という。）を明らかにし、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2. 入所の対象者

- (1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。
  - ① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者
  - ② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。
  - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること
  - ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられること
  - ③ 家族等により深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保困難であること
  - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

## 3. 入所の申し込み

- (1) 入所申し込み  
入所申し込みは、「入所申込書」「介護支援専門員意見書」により行うものとする。
- (2) 施設の説明  
はまゆうは、入所の申し込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じることとする。
- (3) 受付簿の作成  
はまゆうは、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。

#### 4. 入所検討委員会

はまゆうは、入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### （１） 委員会の構成

委員会は、施設長、課長、特別養護老人ホーム生活相談員（２名）、介護主任、介護支援専門員（施設）、看護師長（主任看護師）、管理栄養士、包括支援センター職員にて構成する。

##### （２） 運営

委員会は、施設長が招集し、原則として月１回以上開催する。

##### （３） 所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を決定するとともに、入所順位登録名簿の整備、調整を行い、これに基づいて入所の決定を行う。

##### （４） 会議録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、５年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には入所申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

#### 5. 守秘義務

はまゆうの職員及び委員会は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に関する情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

#### 6. 説明責任

はまゆうは、入所判定等についての説明責任者や窓口を生活相談員と定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行わなければならない。

#### 7. 入所順位の評価基準

（１） 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、「標準入所申込者評価基準」（以下「基準」という。）によるものとする。

（２） 委員会は、入所申込者の状況を調査等のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付けるものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に配慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

#### 8. 老人福祉法に基づく措置

はまゆうは、市町村から老人福祉法第１１条第１項第２号の規定に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日、当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

## 9. その他

- (1) はまゆうは、新潟県特別養護老人ホーム入所指針を踏まえ、地域の実情等を勘案して入所基準を定め、適正に入所決定を行うものとする。
- (2) はまゆうは、「入所申込書」「介護支援専門員意見書」を入所希望者本人又は家族宛に、送付することとする。
- (3) 新潟市が、所在する施設を対象として、新潟県特別養護老人ホーム入所指針と同様の趣旨により指針を作成した場合は、その指針によるものとする。
- (4) はまゆうは、入所申込者受理後、本人又は家族宛に電話にて申込みを受けた事を連絡する。
- (5) はまゆうは、入所希望者の状況変化が生じた場合、その状況を本人、家族、担当介護支援専門員等から連絡をもらうこととする。その上で、再度担当介護支援専門員に「介護支援専門員意見書」の作成を依頼し、受理後、入所順位を再検討することとする。
- (6) はまゆうは、入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ施設において入所順位の繰り下げ等の措置を講ずることができるものとする。
- (7) はまゆうは、入所基準等を公表することとする。
- (8) 新潟県は、この基準の適正な運用について、はまゆうに対し必要な指導を行う。
- (9) 本基準を改正する必要がある場合は、所要の見直しを行う。

### 付 則

平成15年	6月1日	施行
平成19年	11月1日	一部改正
平成20年	11月1日	一部改正
平成29年	8月1日	一部改正